### 平成27年度 第5回長野市個人情報保護審査会 会議録 (概要)

【日 時】 平成27年10月19日(月)午後3時~午後5時

【場 所】 ふれあい福祉センター5階第4会議室

【出席者】 委員:栗林委員、芝波田委員、西澤委員、山岸委員

職員:北澤総務部参事、広田情報管理室長、向林情報管理室係長

## 【議事】

1 長野市個人情報保護条例について 今後条例の見直しに当たり検討が必要な事項について検討を行った。

- 2 長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(案)について 事務局から説明を行い、審議を行った。
- 3 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインについて
- 4 特定個人情報の適正な取扱いに係る安全管理措置について 事務局から3、4一括して説明を行った。
- 5 異議申立てに係る諮問について 新規諮問及び審議を行った。

# 【その他】

次回日程等事務連絡を行った。

#### 【主な内容(質疑・意見)】

- 議事1について
  - (委員) 個人番号が記載された住民票の請求が本人以外からあった場合は直接本 人宛に郵送するとのことだが、同居の家族からの請求でも直接本人に送付 するということか。
- (事務局) 同居の家族の場合はその場で交付する。別世帯の家族や、他人が来庁した場合は、本人宛に郵送するということである。
- (委員) 現時点で個人番号の含まれた住民票の発行は可能か。
- (事務局) 可能である。個人番号を含むものと含まないものを選択できる。通常は 個人番号を含まないものを発行している。
- (委員) マイナンバーカードは顔写真入りのため、住基カードよりも不正利用が 難しいのではないか。
- (事務局) 住基カードについても、顔写真入りのものがある。免許証を含め、顔写

真入りのものについても偽造があるという話を聞いている。

(委員) 個人番号が入っているものは、住民票を含め、代理人が来ても本人宛に 郵送するなど、本人が申請しなければ直接交付せず、課税内容証明書など 個人番号を含まないものは、任意の代理人でもその場で交付が可能という ことでよいか。

(事務局) そのとおりである。

(事務局) 任意の代理人が総合窓口に自己情報開示請求に来た場合の提出書類について、委任状と印鑑証明書の添付を考えているがどうか。

(委員) 委任状に押す印も実印でなければならないという意味か。

(事務局) そのとおりである。印鑑証明の登録がない場合は、身体障害者手帳や介護関係書類の写し等の本人が来庁できない理由を示す書類を提出してもらう。

(委員) 介護認定は一般的に広く行われているのか。単に高齢であるという理由 で来庁できないことも考えられる。介護認定等がなく、印鑑証明の登録も ない場合はどうするのか。

(事務局) 今後高齢者人口の増加に伴ってそういったケースの増加も考えられるので、対応を検討する。

(委員) 印鑑証明は代理人が取れるのか。

(事務局) 印鑑手帳があれば基本的に取ることは可能である。

(委員) 代理人による開示請求方法を厳格に規定した場合、開示請求の手続が困難になる懸念がある。

(委員) 一般の人の請求に不都合が生じてはならないと思う。

(委員) なりすまし等は、いわば例外中の例外であるので、それを防ぐために請求が困難になるのはいかがなものか。その場での臨機応変な対応の余地がなくなるのは困るのではないか。

(委員) 代理人の身元確認書類、開示情報の本人を確認する書類及び委任状の3 点での開示請求について検討する。

(委員) 誰が、どんな目的で開示請求に来ているのかをはっきりさせ、かつ、本 人の同意があることが分かれば良いと思う。

(事務局) そうした事項を記入できる委任状の様式を作成しておき、請求者と本人 の確認をすることが考えられる。印鑑証明書は義務付けでなく、疑わしい 請求に対しては確認を厳格に行うということで検討する。個人番号を含ま ない情報について、任意の代理人による開示請求は現時点で認めていない が、今後認めるかどうかについても併せて審議いただきたい。

(委員) 従前どおりの対応でも良いとは思う。ただし、含まれる個人情報が4項目(氏名、住所、生年月日、性別)のときはできない代理請求が、個人番号がついて5項目になるとできるというのは疑問に感じる。

(委員) 今後高齢者人口の増加が見込まれる中で、本人が請求に来られない場合 にどうするかという点もある。現在は、生存する方については原則本人 からの請求しか受け付けていない。存命で開示の意思表示はできるが、 請求や受取りには来られないという方の増加が見込まれる状況を考える と一定の事情がある場合については認めていく必要があるのかと思われ る。

- (委員) 弁護士等の資格のある者からの請求でなくとも、柔軟な対応ができる ようにする必要はあるのではないか。
- (委員) 窓口でケースごとの対応が難しいということであれば、ガイドラインの ようなものの整備は必要かもしれない。

#### ○ 議事2について

- (委員) 選挙入場券の発行や小中学校の入学事務等については法定事務の中にも 含まれていないがどのようになるのか。
- (事務局) 選挙事務や小中学校関連事務については、社会保障や税といった個人番号を利用できる分野に含まれないことから独自事務等の形では定めていない。社会保障的な意味合いのある事務もあるが、マイナンバーの収集方法等に課題があるものもあり現状では対象としていない。
- (委員) 情報連携の意義としては、要するに重複がないようにしたいということか。
- (事務局) 番号照合ということなので、そのような趣旨である。検索、管理をする のに番号を使うか氏名等を使うかという違いである。市役所内部で勝手 に使うことはできないので条例で定めるものである。今回は最初という ことで、必要最小限のものについて規定している。
- (委員) マイナンバーを使うことで虐待や通学できない等の状況を把握するため に役立つこともあるかと思うが、そのような点では生かされていないと 感じる。

#### ○ 議事3、4について

- (委員) 点検について、「定期に又は随時に」という文言を使っているが、定期 的に必ず行わなければならないのかどうか不明確に感じる。定期的に行う ということは明確にしておいたほうが良い。
- (委員) 定期的な点検を基礎に、随時に点検を行うのはどんな場合か想定してお くべきである。
- (委員) インシデント発生時の組織体制について、「記録の作成」とあるが、誰がどのように作成し、どのように保管し、どのように活用していくかというところまで決めておかないと、記録が残るのみで何も生かされないおそれがある。また、失敗についての報告が上がらず対応が遅れるというのが一番問題だと思う。指針を定めても、運用できるかどうかがポイントなので、その点をどうするかよく検討すべきである。
- (委員) 将来的には、第三者機関に報告が上がり、どのような対応をとったかを 明らかにするシステムが必要ではないか。